

2024年度

市営住宅入居申し込み

☎ 住宅政策課 Tel.0299-95-6595

市営住宅への入居は、抽選で入居順を決定後、空室ができた次の入居になります。

対象住宅＝海浜住宅（神栖市南浜1-2ほか）
豊ヶ崎住宅（神栖市波崎9420-33ほか）

※波崎東部地区で建設中の住宅については、来年度にご案内する予定です

対象＝申込日に、次のすべてを満たす方

- 市内在住・在勤である
- 同居または同居しようとする親族（婚約者・パートナーシップ宣誓済の方などを含む）がいる
- 現在、住宅に困っている（持ち家のある場合、原則として申込不可）
- 市税などに滞納がない
- 申込者と同居する親族がともに、暴力団の構成員でない
- 収入基準にあてはまる

※世帯構成などにより基準が異なります。また単身の方は一定の要件を満たす場合、申し込み可能です。詳しくはお問い合わせください

申込方法＝必要事項を記入した申込書と次の必要なものを持参し、本人または同居しようとする親族が申込先へ（1世帯1件まで）

※申込書は申込先、または市ホームページで入手可能

※提出書類などに虚偽があった場合、申し込みは無効

申込先＝住宅政策課（分庁舎）、市民生活課（波崎総合支所・防災センター）

持参物＝2023年分の収入を証明できる書類（源泉徴収票や確定申告書の写しなど）

受付期限＝2月22日（木） ※土・日曜日、祝日を除く

受付時間＝午前9時～午後5時



海浜住宅



豊ヶ崎住宅

抽選会

参加必須 ※欠席の場合は申し込み無効となります

- 空室ができた際、ご案内する順番を決める抽選です
- 日時**＝3月11日（月）
豊ヶ崎住宅：午後1時30分～
海浜住宅：午後3時～
- 場所**＝市役所分庁舎



市ホームページ

Q&A

- Q** 2024年度に順番がまわってこず入居できなかった場合、翌年は申し込みは必要ですか？
A 翌年度も入居希望の場合は、再度申し込みが必要となります。
Q 家賃はどれくらいですか？
A 世帯全体の所得額や世帯構成によって家賃を決定します。

市営住宅の概要

住宅名	構造	入居時の目安となる家賃 (世帯の所得額により算定)
海浜第一住宅 A～D棟(48戸/南浜1-2)	中層耐火3階建(S55築) 1・2階 3K 60㎡ 3階 2LDK 64㎡/3階 3DK 64㎡	14,000円～23,000円程度
海浜第二住宅 E～H棟(48戸/南浜1-4)	中層耐火3階建(S57築) 1・2階 3DK 63㎡/3階 3K 58㎡	
海浜第三住宅 I～J棟(18戸/南浜1-8)	中層耐火3階建(S60築・H20改) 〈高齢者専用〉 1階 1K 29㎡ 〈障害者専用〉 1階 2DK 62㎡ 〈一般住宅〉 2・3階 2DK 57～62㎡	〈高齢者専用〉 9,000円～13,000円程度 〈障害者専用〉 19,000円～29,000円程度 〈一般住宅〉 18,000円～28,000円程度
豊ヶ崎住宅 A棟(9戸/波崎9420-33)	中層耐火3階建(H6築) 2DK～3DK 55.26㎡～68.66㎡	16,000円～30,000円程度
豊ヶ崎住宅 B棟(13戸/波崎9420-34)	中層耐火3階建(H7築) 2DK～3DK 58.30㎡～70.42㎡	

※予算の議決状況により、内容が変更となる場合があります

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (追加給付分)

☎ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金窓口 Tel.0299-77-8282
社会福祉課 Tel.0299-90-1138

エネルギーや食料品価格などの物価高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯など）に対して電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を給付します。



対象 基準日（2023年12月1日）において神栖市の住民基本台帳に登録があり、世帯全員の2023年度の住民税均等割が非課税の世帯

給付額

1世帯あたり7万円

- ※給付は1世帯1回のみ
- ※住民税の課税状況は、電話でお答えすることはできません

申請期限

3月21日（木）※必着

申請書設置場所

- 市役所本庁舎
- 波崎総合支所・防災センター
- 社会福祉課

プッシュ型での給付

前回の給付金（3万円）を受給された方で、申請者名義の口座で受給された方については「給付金に関するお知らせ」を送付しています。

確認書による給付

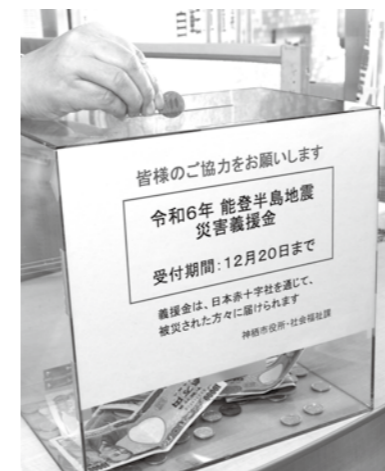
前回の給付金（3万円）を受給された方で、申請者名義以外の口座で受給された方や現金による支給を受けた方などについては「支給要件確認書」を送付しますので、内容を確認いただき、必要書類を添えてご返送ください。

申請書による申請が必要な世帯への給付

- 前回の給付金（3万円）以降に、修正申告などにより今回の給付金について対象となる状況となった世帯
- 2023年6月2日以降、基準日までの間に何らかの理由により住民登録に異動のあった世帯
- 2023年6月2日以降、基準日までの間に神栖市に転入した方のいる世帯

令和6年能登半島地震 災害義援金

☎ 社会福祉課 Tel.0299-90-1138



1月の震災で被災された方々を支援するため、募金箱を設置し義援金の受け付けを行なっています。皆様のご協力をお願いします。
義援金は、日本赤十字社を通じて被災された方々に届けられます。

募金箱設置場所

市役所本庁舎、波崎総合支所・防災センター、保健・福祉会館（社会福祉課）、各公民館、各図書館、はさき保健・交流センター（地域交流センター）

設置期間

12月20日（金）まで

※金融機関から振り込むことも可能です。手続きの詳細は日本赤十字社のホームページをご覧ください。

